

墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例（案）概要

1 制定理由

墨田区監査委員に関する条例の一部改正（公布 H28.12.9、施行 H29.4.1）により、識見を有する監査委員のうち1人を常勤とすることに伴い、当該常勤の監査委員の給料等を定める必要がある。

2 主な規定内容

区 分	内 容
給料月額	63万2,000円
旅費の種類 及び支給額	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、 着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費 副区長相当額
手当の種類	地域手当 給料月額×100分の12
	通勤手当 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。
	期末手当 [(給料月額+地域手当)+ ((給料月額+地域手当)×100分の20)+ 給料月額×100分の25] × 合計支給月数3.52月
	退職手当 給料月額×勤続期間1年につき100分の180

3 施行期日

平成29年4月1日